



弁護士

田中 秀雄

● 黒の舟唄

野坂昭如がオリジナルで歌った「黒の舟唄」が好きだ。この唄はほかに、加藤登紀子、長谷川きよし、桑田佳祐らがカバーしている。

1、男と女の間には 深くて暗い河がある

誰も渡れぬ河なれど エンヤコラ今夜も舟を出す

<Row and Row

Row and Row

振り返るな Row-Row > 繰り返し

2、お前が十七おれ十九 忘れもしないこの河に

ふたりの星のひとかけら 流して泣いた夜もある

3、あれから幾とせ漕ぎつづけ 大波小波ゆれゆられ

極楽見えたこともある 地獄が見えたこともある

4、たとえば男はあほう鳥 たとえば女は忘れ貝

真つ赤な潮が満ちるとき 失くしたものを想い出す

5、お前とおれの間には 深くて暗い河がある

それでもやっぱり逢いたくて エンヤコラ今夜も舟を出す

詩もメロディもいい。心にしみる良い唄だ。時々ふっと気づくところの唄を口ずさんでいる。だからと言って、私は妻が別の星から来たのではないかと思うことはあっても、私と妻との間に深くて暗い河があると思っている訳ではない。

● 男と女の間には深くて暗い河があるのか

離婚事件を数多く扱うと、もしかすると男と女の間には誰にも渡ることが出来ない深くて暗い河があるのかもしれないと思うことはある。惚れて惚れられた誰から見ても似合いの夫婦がたった2、3年で別れてしまうときや何十年と連れ添った夫婦が別れるときがそんなときである。「暗くて深い河」って何のことだろうか。男の幸福は女の不幸と言うが、そのことだろうか。流した涙、極楽や地獄も見えたことがある、たとえば男はあほう鳥、たとえば女は忘れ貝という言葉からすると、「男と女のさかの違い」から必然的に生じる「お互いに分かれぬ相手の心」のことを比喩的に言ったのだろうか。こんなことを考え出すと夜も眠れない。

● 妻がMVP

10年くらい前に私自身が民事調停の申立人になりかけたことがある。私は、昭和54年から神戸市須磨区で暮らし、もう40年にもなる。住民は約600戸足らずである。住み始めた頃は新興住宅地で住民は皆若かったが、住民全体が高齢化してきており、活力はない。この平和な年老いた町にある年の正月一つの騒動が持ち上がった。1月初め、町内の自治会が発行する新聞の「お知らせ」に、「携帯電話基地局の設置」と題して、小学校、自治会館など公共的な建物に電波の届かない地域があるので、A社が、そうした地域の改善のため〇丁目〇ブロックに携帯電話基地局を設置することになり、開局は3月末の予定ですとの記事が掲載された。妻がこの記事に気づき、私宅の隣の空き地に携帯電話の基地局が設置されるらしいと言って騒ぎ出した。この記事に気付いた2、3日後、A社が基地局の設置を依頼しているB社の担当者が「携帯電話用無線設備の設置のお願い」なる文書と「携帯電話基地局の設置について」と題するパンフレットを持参して私宅に挨拶に来て妻が対応した。「携帯電

話用無線設備の設置のお願い」に添付されていた「基地局設置イメージ」によって、基地局が私宅の隣の空き地に設置されることと鉄塔の高さが約15～20m予定されており、鉄塔が相当高いことが初めて分かった。また「携帯電話基地局の設置について」のパンフレットの中に、携帯電話基地局から出る電波が健康に影響ないかどうかの記載があったことで、妻がインターネット等で調べたところ、携帯電話基地局から出る電磁波の健康被害をめぐって全国各地で基地局の付近の住民と電話会社との間でトラブルが相次いでおり、果ては携帯電話基地局設置差し止めの仮処分や本訴や調停などの法的措置にまで至っている実状がわかってきた。こうした現状はわかったものの、その時、私はまだ自分で何かをしようとはまでは思っていなかった。電磁波のことを知れば知るほど、いったん設置された携帯電話基地局の撤去を命じた判例はこれまで1件もないことも分かってきて、多分こういった相談を受けても自分では引き受けないだろうと思っていた。しかし、私の逡巡を妻は許さなかった。「あなた、弁護士なのに一方的に隣に携帯電話の基地局を建設すると決められて口惜しくないの。黙って泣き寝入りするつもりなの。」と罵倒された。内心はそうは言ってもなあと思ったが、妻にそう言われて尻尾をまいて引き下がることも出来ないの、A社とB社宛に「要望書兼質問書」を配達証明書付きで送り、とりあえず「たった1人の闘い」を始めることにした。「要望書兼質問書」では弁護士とは名乗らなかった。A社に隣地を貸した隣地の地主さんにも、携帯電話基地局の電磁波問題で全国的に紛争が多発していることと電磁波の健康被害の危険性を述べたうえ、隣地についてのA社との賃貸借契約を解除してほしいとの手紙を出した。民事調停申立書も起案した。「要望書及び質問書」の期限を到達後1週間としたが、A社からもB社からも一向に回答書は届かなかった。A社の担当者からは二度私に電話があり、一度は事務所に掛けてきた。A社の担当者は私が弁護士であることは既に知っており、自宅に行つて口頭で説明したいとのことであったが、私の求めているのは工事の延期と質問書への書面による回答と300m以内の住民に対する説明会の開催であつて口頭の説明など求めていないと言ったところ、しばらく回答を待ってほしいと言われた。しかし、結局回答はないままであった。

ところが、2月末の自治会新聞に、電話基地局についてこの度、A社から地域住民の理解が得られないので基地局の建設を中止する旨の連絡があつたとの記事が掲載され、これでA社の基地局設置騒動はとりあえず終った。A社の回答次第では、住民の方々に協力をお願いして基地局設置に反対する住民の会を結成したり、電磁波に関する勉強会を開催したり、民事調停も必要と考えてはいたものの、本職である法的措置はともかく、住民運動の組織化など私の一番苦手とすることで気の重いことであつたので、A社が基地局設置を断念してくれて正直ほつとした。A社がなぜ基地局の建設を断念したのか、真相は不明である。「たった1人の闘い」で巨大な勢力に勝つたなどおこがましいことは毛頭思っていない。基地局設置後であれば、A社も資金を投下しているので簡単に断念はしなかったと思うが、未だ設置前だったので紛争になることを懸念して断念しやすかつたのかも知れない。

しかし、A社の基地局設置断念のMVPは、勿論私ではなく妻である。町内の友人と協力し、何日もパソコンに向かい膨大な関連資料を探し出し、京都弁護士会や岐阜の市会議員に資料をお願いし、九州や関西の電磁波反対の住民ネットワークに相談のしてもらい、周辺住民の皆さんに声をかけまわつた。不快な思いをすることもあつたようだが、女の一念とはたいしたもの、止めなければ、議員や神戸市長にまで請願する勢いであつた。私1人であれば、年だし老い先短いだから電磁波にあたってもいいかとあっさり諦めてしまい、闘わなかつたかもしれない。弁護士は自分のこととなると、からきし駄目なのである。妻に焚きつけられたとはいえ、恐らくは我が人生最大の難事に逃げ出さず大企業の横暴にアンフェアだと立ち向かつたことは欣快であつた。